

さいたま市木造住宅耐震診断員派遣事業要綱

平成21年3月31日

告示第359号

(目的)

第1条 この告示は、木造住宅の所有者が住宅の耐震診断を実施するに当たり、耐震診断員を派遣し、この耐震診断を市が行うことにより、地震に対する建築物の安全性に関する意識の啓発、耐震診断に関する知識の普及及び耐震改修の実施の促進を図り、もって震災に強いまちづくりを目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 耐震診断 一般財団法人日本建築防災協会が定める木造住宅の耐震診断と補強方法に基づく一般診断法により木造住宅の耐震性を判定することをいう。
- (2) 耐震診断員 さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱(平成19年さいたま市告示第330号)第4条第1号に規定する診断資格者その他市長が認めた者をいう。

(対象建築物)

第3条 事業の対象となる木造住宅は、市内にある昭和56年5月31日以前に工事に着手し建築された、軸組構法による一戸建て住宅(2戸の長屋で親族のみで居住するものを含み、延べ面積の2分の1以上を居住の用に供するものに限る。以下同じ。)とする。

(事業内容)

第4条 市長は、前条に規定する木造住宅の所有者が、当該住宅の耐震診断を実施するに当たり、耐震診断員を派遣することができる。

2 前項の派遣の費用については、市が負担する。

(申請手続)

第5条 前条第1項の規定による耐震診断員の派遣を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、木造住宅耐震診断員派遣申請書(様式第1号)を市長に提出しなければならない。

(耐震診断員の派遣の決定)

第6条 市長は、前条に規定する木造住宅耐震診断員派遣申請書を受理したときは、速やかに審査その他必要な調査を行い、申請の内容が適切であると認めるときは、耐震診断員の派遣を決定し、木造住宅耐震診断員派遣決定通知書(様式第2号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により耐震診断員の派遣の決定を通知する場合、当該耐震診断員の派遣について条件を付することができる。

3 市長は、第1項の規定による審査等の結果、耐震診断員を派遣しないことを決定したときは、木造住宅耐震診断員を派遣しない旨の通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(耐震診断の中止等)

第7条 前条第1項の規定により通知を受けた者は、事情により耐震診断を中止し、又は取り止めるときは、速やかに市長にその旨を申し出なければならない。

(耐震診断員の派遣の取消し)

第8条 市長は、第6条第1項の規定により通知を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、耐震診断員の派遣を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により第6条第1項の通知を受けたとき。

(2) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(診断結果の報告)

第9条 耐震診断員は、耐震診断の結果を、耐震診断報告書により速やかに市長に報告しなければならない。

(診断費用の請求)

第10条 市長は、第8条の規定により耐震診断員の派遣を取り消した場合において、既に耐震診断に着手しているときは、期限を定めて、その診断に係る費用を申請者に請求することができる。

(申請者に対する指導)

第11条 市長は、申請者に対して、建築物の地震に対する安全性の向上が図られるよう、必要な指導及び助言をすることができる。

(申請の制限)

第 1 2 条 耐震診断員の派遣の申請は、対象建築物 1 棟につき 1 回限りとする。

2 前項の規定にかかわらず、さいたま市既存建築物耐震補強等助成事業要綱による助成金又は国、地方公共団体その他公共団体から同様の助成金の交付等を受けて耐震診断を実施しているときは、耐震診断員の派遣は行わない。

3 本事業は、予算の範囲内で行うものとする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 1 3 条 電子情報処理組織（市の機関の使用に係る電子計算機と申請又は届出を行う者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法により木造住宅耐震診断員派遣申請書を提出する場合については、さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（平成 1 8 年さいたま市条例第 6 6 号）及びさいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則（平成 1 8 年さいたま市規則第 1 5 4 号）の例による。

(委託)

第 1 4 条 市長は、本事業の全部又は一部を委託することができる。

(委任)

第 1 5 条 この告示の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、この告示による事業に相当する補助金の交付があり、その対象となった建築物については、この告示の規定は、適用しない。

(失効)

3 この告示は、令和 8 年 3 月 3 1 日限り、その効力を失う。ただし、同日までに耐震診断に着手しているときは、第 8 条、第 1 0 条及び第 1 1 条の規定は、この告示の失効後もなおその効力を有する。

(追加〔平成 2 2 年告示 4 3 6 号

附 則(平成 2 2 年 3 月 3 1 日告示第 4 3 6 号)

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則(平成26年3月31日告示第476号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日告示第485号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年3月31日告示第588号)

(施行期日)

1 この告示中附則第3項の改正は公布の日から、その他の改正は令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和5年3月31日告示第612号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。